

使用開始日 2026年7月30日

投資信託説明書(交付目論見書)

iFreeETF

iFreeETF ドイツ0-3カ月短期国債

追加型投信／海外／債券／ETF／インデックス型



NISA(成長投資枠)の
対象ファンドです。

※販売会社によっては、
お取扱いが異なる
場合があります。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。

委託会社(ファンドの運用の指図等を行ないます。)

大和アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号

大和アセットマネジメント
Daiwa Asset Management

照会先



ホームページ
<https://www.daiwa-am.co.jp/>



コールセンター 受付時間 9:00～17:00(営業日のみ)
0120-106212

受託会社(ファンドの財産の保管、管理等を行ないます。)

三菱UFJ信託銀行株式会社

- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- 本文書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

商品分類					属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ	対象インデックス
追加型	海外	債券	ETF	インデックス型	債券 公債	年4回	欧州	なし	その他 (Solactive ドイツ政府0-3カ月 短期国債指数 (円ベース))

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類・属性区分の定義について

くわしくは、一般社団法人資産運用業協会のホームページ(<https://www.imaj.or.jp/>)をご参照下さい。

委託会社の情報(2026年4月末現在)

委託会社名	大和アセットマネジメント株式会社
設立年月日	1959年12月12日
資本金	414億24百万円
運用する投資信託財産の 合計純資産総額	43兆4,989億23百万円

- 本文書により行なう「iFreeETF ドイツ0-3カ月短期国債」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を2026年7月14日に関東財務局長に提出しており、2026年7月30日にその届出の効力が生じています。
- 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行なう場合に、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行ないます。
- 当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 請求目論見書は、投資者の請求により販売会社から交付されます(請求を行なった場合には、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい。)

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

信託財産の1口当たりの純資産額の変動率をSolactive ドイツ政府0-3カ月短期国債指数(円ベース) (以下「対象指数」といいます。)の変動率に一致させることを目的とします。

ファンドの特色

1

主として、ドイツの短期国債に投資し、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象指数の変動率に一致させることをめざします。

- 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。
- デリバティブ取引(法人税法第61条の5で定めるものをいいます。)は、信託財産の資産または負債にかかる価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

Solactive ドイツ政府0-3カ月短期国債指数について

Solactive ドイツ政府0-3カ月短期国債指数は、Solactive AGが算出する、残存期間3カ月以内のユーロ建てのドイツ短期国債で構成された時価総額加重の債券指数で、2016年1月29日を基準日として算出されています。

「Solactive ドイツ政府0-3カ月短期国債指数(円ベース)」は、Solactive AGが算出するユーロ建て「Solactive German Government 0-3 Month Bill Index」をもとに大和アセットマネジメントが円換算したものです。

当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.の運用が行なわれないことがあります。

ファンドの目的・特色

2

受益権は、東京証券取引所に上場されます。

- 取引所における売買単位は、1口単位です。
- 取引方法は、原則として株式と同様です。

3

追加設定は、現金により行ないます。

- 追加設定は5,000口以上100口単位となります。

4

解約請求により換金を行なうことができます。

- 受益権をもって債券と交換することはできません。
- 換金は5,000口以上100口単位となります。

5

毎年2月、5月、8月、11月の各10日に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

(注)第1計算期間は、2026年11月10日までとします。

〈分配方針〉

- 原則として、信託の計算期間ごとに、配当等収益等から諸経費および運用管理費用(信託報酬)等を控除した額の全額について分配します。ただし、分配額がゼロとなる場合があります。
- 収益分配金は、名義登録受益者(計算期間終了日において氏名もしくは名称および住所が受託会社に登録されている者)に対して支払われます。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

- 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使等により取得したものに限りま
株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

ファンドの目的・特色

日本語訳は参考として大和アセットマネジメント株式会社が作成したものであり、英語版と日本語訳に矛盾・齟齬等がある場合は、英語版が優先されます。

“Solactive AG (“Solactive”) is the licensor of Solactive German Government 0-3 Month Bill Index (the “Index”). The financial instruments that are based on the Index are not sponsored, endorsed, promoted or sold by Solactive in any way and Solactive makes no express or implied representation, guarantee or assurance with regard to: (a) the advisability in investing in the financial instruments; (b) the quality, accuracy and/or completeness of the Index; and/or (c) the results obtained or to be obtained by any person or entity from the use of the Index. Solactive does not guarantee the accuracy and/or the completeness of the Index and shall not have any liability for any errors or omissions with respect thereto. Notwithstanding Solactive’s obligations to its licensees, Solactive reserves the right to change the methods of calculation or publication with respect to the Index and Solactive shall not be liable for any miscalculation of or any incorrect, delayed or interrupted publication with respect to the Index. Solactive shall not be liable for any damages, including, without limitation, any loss of profits or business, or any special, incidental, punitive, indirect or consequential damages suffered or incurred as a result of the use (or inability to use) of the Index.”

Solactive AG(以下「Solactive」)は、Solactive German Government 0-3 Month Bill Index(以下「本指数」)のライセンサーです。

本指数に基づく金融商品は、いかなる形においても、Solactiveによってスポンサー、推奨、販売促進、または販売されるものではありません。

Solactiveは、以下について、明示的または黙示的な表明、保証または確約も行いません。

- (a) 当該金融商品への投資の妥当性
- (b) 本指数の品質、正確性および／または完全性
- (c) 本指数の使用により、個人または団体が得た、または得られる結果

Solactiveは、本指数の正確性および／または完全性を保証せず、これに関するいかなる誤りまたは欠落についても、一切の責任を負いません。

Solactiveはそのライセンスに対する義務を負う一方で、本指数に関する算出方法または公表方法を変更する権利を留保し、Solactiveは、本指数の計算の誤り、または公表の誤り、公表の遅延、もしくは公表の中断について、一切の責任を負いません。Solactiveは、本指数の使用(または使用不能)に起因して被った、または発生したいかなる損害についても責任を負いません。これには、逸失利益、営業機会の損失、ならびに特別損害、付随的損害、懲罰的損害、間接損害または結果的損害が含まれますが、これらに限定されません。

投資リスク

基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。
したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。
信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

主な変動要因

公社債の価格変動 (価格変動リスク・ 信用リスク)	公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
為替変動リスク	外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
カントリー・リスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。
その他	解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

投資リスク

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- 当ファンドは、対象インデックスの動きに連動する投資成果をめざして運用を行ないますが、費用等の要因により基準価額の動きが指数と完全に一致するものではありません。
- 当ファンドは、金融商品取引所に上場され取引が行なわれます。当ファンドの市場価格は需給等を反映し決定されるため、基準価額とは必ずしも一致するものではありません。

リスクの管理体制

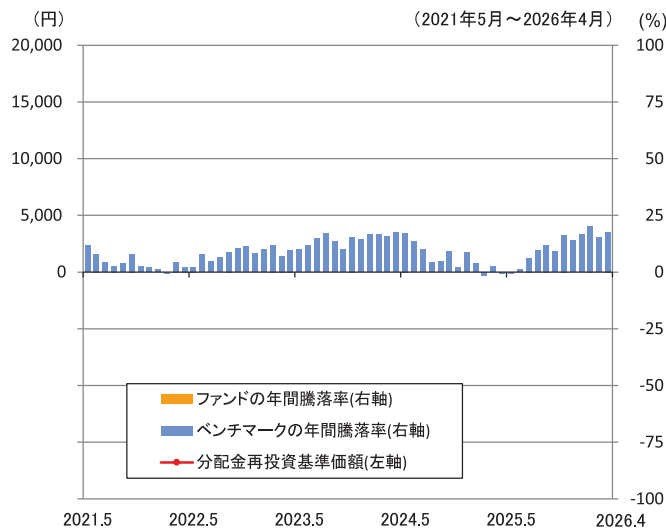
- 委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に関する基本方針に基づき、運用本部から独立した部署および会議体が直接的または間接的に運用本部へのモニタリング・監視を通し、運用リスクの管理を行ないます。
- 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。
- 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

投資リスク

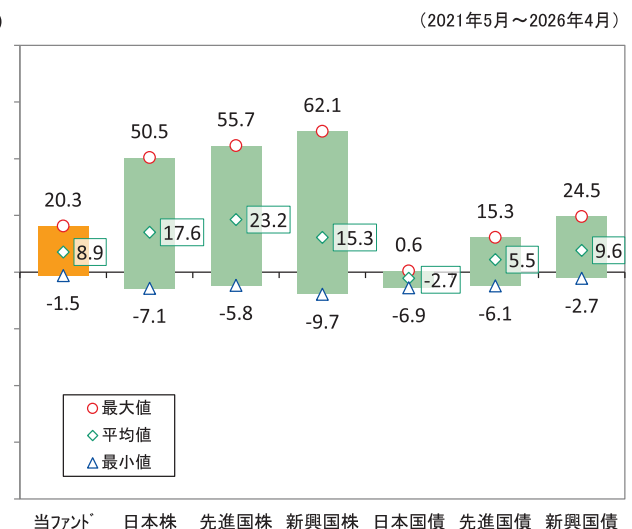
参考情報

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
右のグラフは過去5年間に於ける年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。
また左のグラフはファンドの過去5年間に於ける年間騰落率の推移を表示しています。

ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移



他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。

※ファンドの年間騰落率は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。

- ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
- ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
- ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

資産クラスの指数について

日本株	配当込みTOPIX	配当込みTOPIXの指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)	MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc. (「MSCI」)が開発した指数です。本ファンドは、MSCIによって保証、推奨、または宣伝されるものではなく、MSCIは本ファンドまたは本ファンドが基づいているインデックスに関していかなる責任も負いません。免責事項全文についてはこちらをご覧ください。(https://www.daiwa-am.co.jp/specialreport/globalmarket/notice.html)
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)	
日本国債	NOMURA-BPI国債	NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は同社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド(円ベース)	JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。 Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

運用実績

基準価額・純資産の推移

当ファンドは、2026年7月30日から運用を開始する予定であり、該当事項はありません。

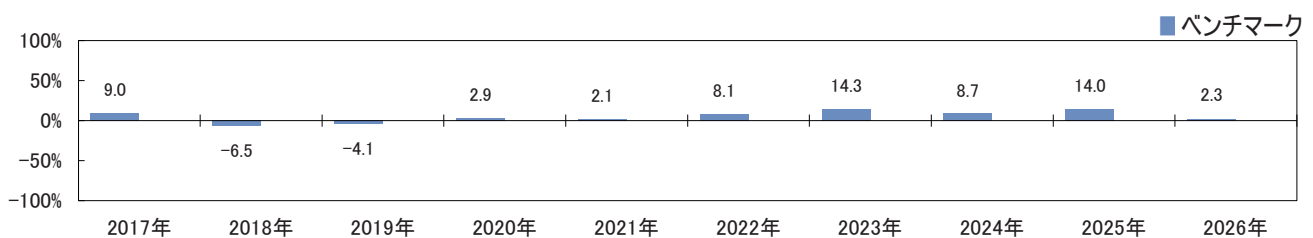
分配の推移

当ファンドは、2026年7月30日から運用を開始する予定であり、該当事項はありません。

主要な資産の状況

当ファンドは、2026年7月30日から運用を開始する予定であり、該当事項はありません。

年間収益率の推移



- ・上記は当ファンドのベンチマーク (Solactive ドイツ政府0-3カ月短期国債指数 (円ベース)) の騰落率です。ベンチマークのデータに基づき当社が計算したものです。
- ・2026年は4月30日までの騰落率を表しています。
- ・当該ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しており、ファンドの運用実績を表したものではありません。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入時

購入単位	5,000口以上100口単位
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(100口当たりの価額で表示されます。)
購入方法	追加設定は現金により行ないます。
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。

換金時

換金単位	5,000口以上100口単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額(100口当たりの価額で表示されます。)
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

申込について

申込締切時間	委託会社が別に定める時限まで
申込受付中止日	〈購入申込みの受付の停止〉 ※原則として、次の1. から3. に該当する場合は、受益権の購入申込みの受付を停止します。 なお、1. または2. に該当する場合であっても、委託会社の判断により、受益権の購入申込みを受付けることがあります。 1. 計算期間終了日の4営業日前から起算して3営業日以内(ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して4営業日以内) 2. ユーレックスまたはフランクフルトの銀行のいずれかの休業日 3. 前1. および2. のほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき 〈換金申込みの受付の停止〉 ※原則として、次の1. から3. に該当する場合は、受益権の換金申込みの受付を停止します。 なお、1. または2. に該当する場合であっても、委託会社の判断により、受益権の換金申込みを受付けることがあります。 1. 計算期間終了日の4営業日前から起算して3営業日以内(ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して4営業日以内) 2. ユーレックスまたはフランクフルトの銀行のいずれかの休業日 3. 前1. および2. のほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

手続・手数料等

購入の申込期間	2026年7月30日から2027年11月2日まで (終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込みには制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生した場合には、購入、換金の申込みの受け付けを中止すること、すでに受け付けた購入、換金の申込みを取消することがあります。また、委託会社が必要と認めるときは、購入の申込みの受け付けを中止すること、すでに受け付けた購入の申込みを取消することがあります。

その他

信託期間	無期限(2026年7月30日当初設定)
繰上償還	●委託会社は、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合、対象指数が廃止された場合、対象指数の計算方法その他の変更等に伴って委託会社または受託会社が必要と認めた当ファンドの信託約款の変更が書面決議により否決された場合は、信託を終了(繰上償還)させます。 ●次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、繰上償還できます。 ・当初設定日から3年を経過した日以降において受益権の口数が150万口を下ることとなった場合または信託財産の純資産総額が30億円を下ることとなった場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎年2、5、8、11月の各10日 (注)第1計算期間は、2026年11月10日までとします。
収益分配	年4回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。
信託金の限度額	1兆円
公告	電子公告の方法により行ない、ホームページ(https://www.daiwa-am.co.jp/)に掲載します。
運用報告書	—
課税関係	課税上は上場証券投資信託等として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 上場証券投資信託等は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。 ※2026年4月末現在のものであり、税法が改正された場合等には変更される場合があります。

手続・手数料等

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

	料 率 等	費 用 の 内 容
購入時手数料	販売会社が独自に定めるものとします。	購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。
信託財産留保額	ありません。	—
換金時手数料	販売会社が独自に定めるものとします。	換金に伴う取引執行等の対価です。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

	料 率 等	費 用 の 内 容									
運用管理費用 (信託報酬)	毎日、次のイ.の額にロ.の額を加算して得た額 イ. 信託財産の純資産総額に年率0.154%(税抜0.14%)以内(提出日現在は、年率0.154%(税抜0.14%))を乗じて得た額 ロ. 信託財産に属する公社債の貸付けにかかる品貸料に55%(税抜50%)以内の率(提出日現在は、55%(税抜50%))を乗じて得た額	運用管理費用は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。									
委託会社	配分については、 下記参照	ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書作成等の対価です。									
受託会社		運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。									
	<table> <tr> <th>〈運用管理費用の配分〉 (今後、変更されることがあります。)</th><th>委託会社</th><th>受託会社</th></tr> <tr> <td>イ.の額(税抜)(注1)</td><td>年率0.12%</td><td>年率0.02%</td></tr> <tr> <td>ロ.の額 (ロ.の総額に対する比率で表示しています。)</td><td>50%</td><td>50%</td></tr> </table>	〈運用管理費用の配分〉 (今後、変更されることがあります。)	委託会社	受託会社	イ.の額(税抜)(注1)	年率0.12%	年率0.02%	ロ.の額 (ロ.の総額に対する比率で表示しています。)	50%	50%	
〈運用管理費用の配分〉 (今後、変更されることがあります。)	委託会社	受託会社									
イ.の額(税抜)(注1)	年率0.12%	年率0.02%									
ロ.の額 (ロ.の総額に対する比率で表示しています。)	50%	50%									

手続・手数料等

その他の費用・ 手数料	(注2)	● 監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。 ● 受益権の上場にかかる費用および対象指数の商標の使用料(商標使用料)ならびにこれらにかかる消費税等に相当する金額を、受益者の負担として信託財産から支払うことができます。 ※提出日現在、商標使用料は信託財産の純資産総額に、年率0.01%を乗じて得た額となります。 ※提出日現在、上場にかかる費用は以下となります。 ・年間上場料：毎年末の純資産総額に対して、最大0.00825%(税抜0.0075%) ・追加上場料：追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額)に対して、0.00825%(税抜0.0075%)
------------------------	-------------	---

(注1)「運用管理費用の配分」(イ.の額)には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

(注2) 売買委託手数料などの「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※購入時手数料・換金時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

※運用管理費用の信託財産からの支払いは、毎計算期末または信託終了時に行なわれます。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

######

MEMO

Handwriting practice lines consisting of 25 horizontal dashed lines.

大和アセットマネジメント

Daiwa Asset Management